

2011年12月27日

株式会社ECC

代表取締役 山口勝美 様

適格消費者団体

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西

理事長 榎 彰 徳

【連絡先（事務局）】担当：西島

〒540-0033 大阪市中央区石町

一丁目1番1号天満橋千代田ビル

TEL06-6945-0729/FAX06-6945-0730

メールアドレス info@kc-s.or.jp

ホームページ [http:// www.kc-s.or.jp](http://www.kc-s.or.jp)



御連絡とお問い合わせ

当団体では、貴社からご提供頂いた特定商取引法42条1項、2項に基づく法定公布書面の内容及び契約者に公布された書面を検討いたしましたところ、疑問点や問題となりうる点が再度見受けられましたので、以下のとおり、ご指摘・お問い合わせをします。

貴社におかれては、本書をご検討いただき、ご回答・ご善処いただきたく、本書をご送付申し上げます。

記

月払いコース用一交付書面の「3 契約の解除等（3）契約締結後、8日経過後に契約を解除される場合（中途解約）」には、概ね以下の記載があります。

①受講開始前に契約を解除される場合

解約申出までに納付されている金額から初期費用として4200円を控除徴収した残額を返還すること（但し、継続受講契約の場合は初期費用は徴収しない）。

②受講開始後に契約を解除される場合

納付された金額から初期費用として4200円及び提供された役務の対

価に相当する額を差し引いた額を返還すること（但し、継続受講契約の場合は初期費用は徴収しない）。

そして、「初期費用」とは、「カウンセリングからシステム登録に至る入学手続きの一連の流れに対する費用」とであると記載されています。

ここで、上記②の受講開始後における「初期費用」とは、法49条2項1号の「当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として法41条2項の政令で定める役務ごとに政令で定める額」を指し、また、上記①の受講開始前における「初期費用」とは、法49条2項2号の「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額として法41条2項の政令で定める役務毎に政令で定める額」を指すものと思われます。

このように、役務提供開始前と役務提供開始後とでは、控除・徴収可能な費目の概念が法律上は異なっていますが、貴社がこれらを同一の「初期費用」として控除・徴収され、しかも、その額が同一である理由をご説明ください。

次に、上記交付書面「2 サービスの内容等（9）コーススケジュール、費用等について」においては、コースを受講するには受講料として、(a) 入学金 (b) 授業料 (c) 教材費 (d) 送料 (e) 諸経費 (f) 消費税の費用がかかる旨明示されています。

ここで、上記①②を素直に読みますと、(a) の「入学金」は中途解約の場合には、受講開始前であると受講開始後であるとを問わず返還されると読めるのですが、このような理解でよろしいでしょうか。

そして、このような理解を前提として、中途解約の場合には、入学金は返還されるけれども、「初期費用」として4200円を別途徴収するというように理解をしてよろしいでしょうか。

さらに、「初期費用」とは、一般的に、「役務提供の開始時に発生する合理的な範囲の費用のこと」とされ、具体的には「会員証の発行費、交付書面の作成費、印紙代、会員入力費、レベルチェックまたはクラス分けテストの費用等」を指す概念とされています。

このように、初期費用は、その役務開始時にかかった特別の費用ですから、事業者がその内訳を示し、積算して算出する必要があると思われます。具体的には、会員証作成費200円、会員入力費用500円、交付書面印刷費用100円、レベルチェック・クラス分け費用3000円などのようにするべきと考えられます。

しかしながら、上記交付書面上の記載は、「カウンセリングからシステム

登録に至る入学手続きの一連の流れに対する費用」と記載されているに過ぎず、具体的にいかなる費目にいかなる費用がかかっているのか、それらの内訳・積算根拠が不明です。

したがいまして、これらの具体的な内訳・積算根拠を明示して記載していただきますよう、お願いいたします。

以上